

生食監発 1221 第 2 号

平成 27 年 12 月 21 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

輸入牛肉等の安全確保について

今般、食品安全委員会における「ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」を踏まえ、ブラジルから輸入される牛肉等については、本日付け生食監発 1221 第 1 号により取り扱うこととしています。

これに伴い、「輸入牛肉等の安全確保について」平成 16 年 7 月 30 日付け食安監発第 0730003 号（最終改正：平成 27 年 3 月 27 日食安監発 0327 第 2 号）の「注）」を以下のとおり改正することとしましたので、その運用に遺漏のないようお願いします。

注) 取扱いを別途定めた通知一覧（平成 27 年 12 月 21 日現在）

- ・平成 25 年 2 月 1 日付け食安監発 0201 第 3 号
- ・平成 25 年 2 月 1 日付け食安監発 0201 第 4 号
- ・平成 25 年 2 月 1 日付け食安監発 0201 第 5 号
- ・平成 25 年 2 月 1 日付け食安監発 0201 第 6 号
- ・平成 25 年 12 月 2 日付け食安監発 1202 第 1 号
- ・平成 26 年 5 月 1 日付け食安監発 0501 第 2 号
- ・平成 26 年 8 月 1 日付け食安監発 0801 第 1 号
- ・平成 27 年 12 月 21 日付け生食監発 1221 第 1 号